

報告事項ア

平成26年度鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について

平成26年度鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について、別紙のとおり報告します。

平成27年4月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

平成26年度鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について

特別支援教育課

1 協議会の目的

本県の特別支援学校における医療的ケアの現状と課題について整理した上で、今後の対応の方向性について協議を行う。

2 開催日

平成26年10月16日（木）、12月9日（火）、平成27年1月16日（金）

3 協議の結果

（1）頻回な喀痰吸引、カニューレの処置等、医療的ケアの困難性が高い幼児児童生徒の学習や活動を豊かにする医療的ケアのあり方について

①頻回な吸引に対して、日常的に学習場所で吸引を行う場合の体制や環境

【現状と課題】

- ・幼児児童生徒と教職員が授業中に教室を離れることが多くなる。
- ・車椅子等の乗り降りや移動の間に状態悪化があり、教職員の心理的負担が大きい。

【対応の方向性】

①看護師がケアルーム以外の場所で吸引を実施できるように体制整備

○看護師の動線を考慮した体制整備

- <取組例>・必要があれば内線を使い、ケアルームから来てもらう体制
- ・ケアルームの近くにケアが必要な子どもの教室配置

②呼吸状態を維持改善し吸引回数を減らすための取組の充実

○自立活動を中心に全ての教育活動における取組の充実

○教職員が幼児児童生徒の健康状態を細やかに把握する力量の充実

- <取組例>・理学療法士と連携して姿勢と呼吸に関する継続的な指導
- ・呼吸、心拍、表情等から把握できる状態を共通理解する場の設定

②学校における高度な医療的ケアの実施

【現状と課題】

- ・校医等から指示書が出た内容については、全て実施する傾向になっている。
- ・主治医等の指示内容に対して、学校看護師では対応できない場合がある。
- ・配慮事項の多い幼児児童生徒は、かかわることができる教職員が限られる。
- ・処置が多いために学校生活の大半をケアルームで過ごし、教室での学習が難しい幼児児童生徒がいる。

【対応の方向性】

①安全で安心できる医療的ケア実施の検討

○医療現場ではなく、学校で実施することを念頭に置いた、校医等と学校長の医療的ケア実施内容事前確認

○学校長が医療的ケアの実施（訪問教育等学習場所の決定を含む）を判断するための体制整備の検討（ガイドライン、スーパーバイザー等）

○校医等の細かい指示に対応できる看護師の研修の充実

○全教職員が医療的ケアをサポートするための専門的な知識・理解の向上

②教育内容の検討

○高度な医療的ケアが必要な幼児児童生徒に応じたカリキュラムの作成

(2) 医療的ケアの必要な児童生徒が敷地外に出て学習する際の対応について

【現状と課題】

- ・医療的ケアの実施範囲が校内となっているため、学習場所が制限される。

【対応の方向性】

①学校周辺でも医療的ケアが実施できるように要項を改定

②実施上の留意点を各校に通知

- | | | |
|-----------|----------------|----------|
| ・児童生徒の体調 | ・安全性の確保 | ・緊急体制の確認 |
| ・計画的な学習展開 | ・校内体制に無理がかかるない | |

(参考) 鳥取県立特別支援学校における医療的ケア運営協議会 委員名簿

所 属	役 職	氏 名
鳥取県立総合療育センター	副院長	汐田 まどか
鳥取県立中央病院	小児科医長	星加 忠孝
鳥取県立皆生養護学校	養護助教諭	勝田 瞳子
鳥取県立鳥取養護学校	校長	野坂 尚史
広島県立呉特別支援学校	校長	水田 弘見
鳥取県立倉吉養護学校	保護者	田畠 有望
よなご大平園支援課在宅支援係	看護師	長橋 美由紀